

一般社団法人日本家政学会九州支部内規

1. 本支部に名誉会員を置くことができる。
 - (1) 支部長もしくは代議員（評議員）のいずれかの経験を有し、満70歳以上（推薦された年度の4月1日現在）の者を、名誉会員の候補者とする。
 - (2) 支部役員会は支部会員の中から、名誉会員を推薦し、支部総会の承認を受ける。
2. 理事候補者の選出は、次の通りとする。
 - (1) 支部役員会は支部正会員の中から、理事候補有資格者を推薦する。
 - (2) 支部役員会は、支部選挙管理委員会を組織して支部候補者の中から本部が定める員数を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。
 - (3) 選出方法は、別に定める「理事候補者選出方法に関する申し合わせ」による。
 - (4) 支部選挙管理委員会は、理事候補者の結果を支部総会に報告し、承認を受ける。
3. 代議員の選出は、次の通りとする。
 - (1) 支部役員会は、支部正会員の中から、規定数以上の代議員候補者を推薦する。
 - (2) 支部役員会は、支部選挙管理委員会を組織して支部正会員の中から代議員候補者に立候補する者を受け付ける。立候補した者は全員代議員候補者とする。
 - (3) 支部選挙管理委員会は、支部正会員の投票により、規定数の代議員を選出する。ただし、同数得票の場合は、初任者、年齢層を考慮して充てる。
 - (4) 選出方法は、別に定める「代議員選出方法に関する申し合わせ」による。
 - (5) 支部選挙管理委員会は、代議員選出の結果を支部総会に報告し、承認を受ける。
4. 常任幹事数は次のとおり配分する。
 - (1) 九州支部各県の会員数に応じて、概ね正会員数15人に対して1名の割合をもって常任幹事をおくこととする。ただし、福岡県は福岡1区と福岡2区とする。
 - (2) 九州支部各県のうち、福岡1区と福岡2区に所属する大学は、支部役員会で決定する。
 - (3) 常任幹事数は、支部役員会において決定する。
5. 支部賞
 - (1) 本支部は、若手研究者の育成のために、九州支部所属の若手家政学会会員に対し、支部賞を授与する。
 - (2) 支部賞に関する詳細については、別途定める。
6. 本支部内規の改廃は、支部総会の議を経て決定し、本部理事会に報告する。

附則

- (1) この内規は、昭和59年7月14日から施行する。
- (2) 改正 平成12年10月7日
平成14年10月19日
平成15年10月18日
平成23年5月14日
平成24年9月29日

【資料 1】 一般社団法人日本家政学会九州支部内規 4. (2) による福岡 1 区と福岡 2 区に所属する大学 (平成 26 年度以降)

(平成 23 年 10 月支部臨時総会承認)

福岡 1 区は、九州大学、筑紫女学園・筑紫女学園短期大学、中村学園大学、福岡女学院大学、久留米信愛女学院短期大学、福岡医療福祉大学、香蘭女子短期大学、精華女子短期大学、福岡女子短期大学の設置される周辺地区とする。

福岡 2 区は、福岡女子大学、福岡工業大学、九州産業大学、福岡教育大学、九州女子大学・九州女子短期大学、北九州市立大学、近畿大学・近畿大学九州短期大学、九州工業大学、西南女学院大学、東筑紫短期大学、福岡県立大学の設置される周辺地区とする。

【資料 2】 一般社団法人日本家政学会九州支部内規 4. (3) による九州支部常任幹事数 H23 年 7 月 21 日役員会 (メール会議) で決定

(カッコ内は H23 年 6 月現在の正会員数)

県	人数	県	人数
福岡 1 区	4 (61)	熊本	1 (12)
福岡 2 区	3 (37)	宮崎	1 (7)
長崎	2 (21)	鹿児島	2 (22)
佐賀	2 (28)	沖縄	1 (8)
大分	1 (17)		
		合計	17 (213)